

# 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ 実施の手引き

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課  
令和元年6月

# 目 次

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| I   | 処遇改善等加算Ⅱの概要                   | 1  |
| 1   | 処遇改善等加算Ⅱの趣旨・目的                | 1  |
| 2   | 加算の対象となる施設                    | 1  |
| 3   | 加算の概要                         | 1  |
| 4   | 加算見込額の計算方法                    | 1  |
| 5   | 加算の要件                         | 2  |
| 6   | 賃金改善の内容（加算の要件のうち、配分のあり方に関する事） | 3  |
| II  | 処遇改善等加算Ⅱ実施のための手続き等            | 10 |
| III | 加算認定申請（処遇改善等加算Ⅱ）の手続き          | 11 |
| 1   | 「加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）」（別紙様式5）    | 12 |
| 2   | 「平均年齢別児童数計算表」                 | 15 |
| 3   | 「処遇改善等加算Ⅱ 加算対象職員数計算表」         | 16 |
| 4   | 「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」（別紙様式6）    | 17 |
| 5   | 「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」添付資料       | 20 |
| IV  | 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）           | 22 |

# I 処遇改善等加算Ⅱの概要

## 1 処遇改善等加算Ⅱの趣旨・目的

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくためには、職員が意欲とやりがいを持って「長く働くことができる」職場を構築する必要があります。

その構築のため、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算を行うものです。

## 2 加算の対象となる施設

全ての都道府県及び市町村以外の施設・事業者が運営する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所

＜具体的な施設・事業所の例＞

- ・ 幼稚園（新制度に移行した園に限る。）
- ・ 保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 家庭的保育事業所
- ・ 事業所内保育事業所
- ・ 居宅訪問型保育事業所

## 3 加算の概要

- （1）加算対象となる職員（副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員をいう。詳しくは6（1）参照。）の賃金改善を実施するための追加的な人件費を加算します。
- （2）処遇改善等加算Ⅱに係る加算額については、加算の目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の賃金改善に充てる必要があります。
- （3）処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ）の加算率等については、各施設・事業所の所在市町を通じて申請いただき、県で認定を行います。  
※ 政令市・中核市については、各市で行います（平成29年度より）。
- （4）加算の認定申請や賃金改善計画は、処遇改善等加算Ⅰとは別に作成する必要があります。

### ★注意点★

- 賃金改善計画は、以下のとおり処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱを分けて作成する必要があります。
  - ① 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）においては、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額は、「賃金改善見込額」から除くこと。
  - ② 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）においては、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善額は、「賃金改善見込額」から除くこと。

## 4 加算見込額の計算方法

### （1）加算額の計算方法

人数Aに係る加算額：加算単価×人数A

人数Bに係る加算額：加算単価×人数B

※ 認定こども園については、1号及び2・3号それぞれの単価に1/2ずつ加算

※ 単価：「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（以下、「公定価格告示」という。）」における「特定加算部分」（別表第二、第三でいう「加算部分2」）で規定されている、「処遇改善等加算Ⅱ」で示されている額

| 施設・事業所種別       | 処遇改善等加算Ⅱ-①         | 処遇改善等加算Ⅱ-②        |
|----------------|--------------------|-------------------|
| 幼稚園            | 50,770 円×人数A       | 6,350 円×人数B       |
| 保育所            | 48,790 円×人数A       | 6,100 円×人数B       |
| 認定こども園（1号認定）   | 49,780 円×人数A × 1/2 | 6,220 円×人数B × 1/2 |
| 認定こども園（2・3号認定） | 49,780 円×人数A × 1/2 | 6,220 円×人数B × 1/2 |
| 家庭的保育事業        | 48,790 円           | 6,100 円           |
| 小規模保育事業        | 48,790 円×人数A       | 6,100 円×人数B       |
| 事業所内保育事業（6名以上） | 48,790 円×人数A       | 6,100 円×人数B       |
| 事業所内保育事業（5名以下） | 48,790 円           | 6,100 円           |
| 居宅訪問型保育事業      | 48,790 円           | 6,100 円           |

(2) 「人数A」及び「人数B」の算出方法

- ◆ 「人数A」及び「人数B」は、施設・事業所の種類ごとに別表（P7～9）の右欄により算出される人数（1人未満の端数がある場合には四捨五入）に、「人数A」については1/3、「人数B」については1/5を乗じて得た人数とする（これらに1人未満の端数がある場合には四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）。
- ◆ ただし、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業所について、この加算を算定する場合は、「人数A」及び「人数B」のいずれかを一方を「1」とし、他方を「0」とする。
- ◆ また、別表の右欄による算出に当たって使用する年齢別児童数は4月時点又は各月平均の年齢別児童数、各種加算の適用状況については4月時点における適用状況による。
- ◆ ただし、年度の途中で新たに支援法による確認を受けた施設・事業者における当該算出については、支援法による確認を受けた日の属する月時点における年齢別児童数、各種加算の適用状況による。

**5 加算の要件**

(1) 次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

- ア イに掲げる職員の基準年度（当該施設において最初に処遇改善等加算Ⅱを取得した年度の前年度）の賃金に対して改善するものであること。
- イ 賃金改善見込額（同一事業者が運営する他の施設・事業所への配分を行う場合は、それを加えた額）が、加算見込額（4で計算した額に、同一事業者が運営する他の施設・事業所からの配分を受ける場合は、それを加えた額）以上であること。
- ウ 6の内容を満たすものであること

(2) 賃金改善の対象職員について、発令や職務命令が行われていること。

（家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所）

★注意点★

- 4月から施設・事業所において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して認定を受け、支給することが可能です。

- (3) 職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての職員に周知していること。
- (4) 賃金改善の具体的内容について、「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」（別紙様式6）を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。
- (5) 加算実績額と賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を当該年度の加算対象職員の賃金改善に充てること。
- (6) 年度終了後速やかに、市町に対して「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」（別紙様式7）を提出すること。
- (7) 当該加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

## **6 賃金改善の内容（加算の要件のうち、配分のあり方に関すること）**

- (1) 賃金改善の対象とできる職員（発令や職務命令を受けていることが必要（※））

① 副主任保育士等

※家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所を除く。

ア 職位

(ア) 幼稚園の場合

中核リーダー、専門リーダー又はこれらに相当する職位

(イ) 保育所及び地域型保育事業所の場合

副主任保育士、専門リーダー又はこれらに相当する職位

(ウ) 認定こども園の場合

(ア) 及び (イ) に相当する職位

イ 経験年数

- ・ 概ね7年以上の経験年数を有すること
- ・ ただし、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、経験年数に係る要件について、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえ、施設・事業所の判断で柔軟な対応が可能
- ・ 家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、7年以上の経験年数を有すること

ウ 研修要件等

- ・ 国が別に定める研修を修了していること
- ・ ただし、研修に係る要件については、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件は課さないこととされ、2022年度からの必須化については、2022年度開始までに、職員の研修の受講状況等を踏まえ国において判断することとされている。

② 職務分野別リーダー等

ア 職位

(ア) 幼稚園の場合

若手リーダー又はこれらに相当する職位

(イ) 保育所及び地域型保育事業所の場合

職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位

(ウ) 認定こども園の場合

(ア) 及び (イ) に相当する職位

イ 経験年数

- ・ 概ね3年以上の経験年数を有すること
- ・ ただし、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、経験年数に係る要件について、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえ、施設・事業所の判断で柔軟な対応が可能
- ・ 家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、3年以上の経験年数を有すること

ウ 研修要件等

- ・ 「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー対応」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（幼稚園・認定こども園における若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、国が別に定める研修を修了していること
  - ・ ただし、研修に係る要件については、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件は課さないこととされ、2022年度からの必須化については、2022年度開始までに、職員の研修の受講状況等を踏まえ国において判断することとされている。
- ③ その他（加算額の計算上は含まれないが、配分可能な者）
- ・ 看護師や調理員、栄養士、事務職員等（非常勤含む。）
  - ・ 主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園の副園長・教頭など
- ※ これらの者についても、研修に係る要件については、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件は課さないこととされ、2022年度からの必須化については、2022年度開始までに、職員の研修の受講状況等を踏まえ国において判断することとされている。ただし、主任保育士等については、研修要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

★注意点★

- 施設長については、配分することはできません。
- 役職の名称はあくまでも例示であり、各施設・事業所における業務実態等を踏まえ、これら以外の名称を使用することも可能です。
- 既に園内でこれらに相当する役職が設定されている場合、そのまま対象とすることも可能です。
- 職務分野別リーダー等については、原則として、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー対応」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当することが必要です。
- 延長保育事業や、併設されている放課後児童クラブなど、通常保育とは別の事業に専従する職員や、幼稚園における預かり保育の専任担当者等については、当該加算による処遇改善の対象にはできません。
- 公定価格上措置されていない職員（地方単独事業による加配職員や、園が独自に配置している職員）については、通常の教育・保育に従事する職員であれば、加算及び配分の対象とすることができます。
- 事務職員等についても、2022年度以降は保育士等と同様に研修要件が課される可能性が高いことから、それらも踏まえた配分等を検討してください。

## (2) 賃金改善の内容

### ① 副主任保育士等・・・原則として月額4万円

ただし、施設・事業所における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設・事業所が必要と認める場合には、以下の配分を行うことが可能

①「 $\text{人数}A \times 1 / 2$ （1人未満の端数は切り捨て）」人・・・月額4万円

②その他の技能・経験を有する職員（※）・・・月額5千円以上、4万円未満

※ 施設長以外の管理職（幼稚園等の副園長、教頭及び主幹教諭並びに保育所等の主任保育士をいう。）、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に限る。

なお、園長以外の管理職については、副主任保育士等の賃金とのバランス等を踏まえて必要な場合に限って処遇改善を行うことが可能であること。

### ② 職務分野別リーダー等・・・原則として月額5千円

ただし、副主任保育士等に係る加算額からの配分を行う場合は、月額5千円以上とすることができるが、その場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち最も低い額を超えないこと。また、月額5千円を下回することはできない。

#### ★注意点★

- 対象人数を絞ったうえで「月額4万円」「月額5千円」を超える賃金改善を行うことはできません。
- 職務分野別リーダー等の人数は、必ず「人数B」以上とすることが必要です。
- 主任保育士や主幹教諭に相当する職種、幼稚園の副園長・教頭については、今回の処遇改善の主たる対象としていませんが、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて、必要な場合には、これらの職種についても月額5千円以上4万円未満の範囲の賃金改善を行うことが可能です。
- 職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系となっていれば、職務分野別リーダー等の間で賃金改善額が異なっても差し支えありません。
- 賃金改善の対象職員が、計画時には想定していなかった事情により休業となった場合については、代理の職員の発令等を行ったうえで賃金改善を行うことが基本となりますが、休業となった時期等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、代理の職員の発令等は行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ありません。その際、対象者・改善額・改善方法については、施設において自由に行うことが可能です。

## (3) 賃金改善の方法等

① 賃金改善は、役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により行われるものであること。

② この賃金改善の実施のために、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。

（ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。）

#### ★注意点★

- 今回の賃金改善については、必ずしも新たな手当を創設して対応する必要はなく、既存の手当を増額する方法で行うことも可能です。
- 賃金改善は月額で確実にを行う必要があるため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分や連動して引き上がった賞与分については、賃金改善（見込）額には含められません。
- 月額での賃金改善を確実にを行うため、勤務内容や賃金体系等を記載した給与規定等を改正し、全ての職員に周知する必要があります。

#### (4) 法定福利費等の取扱いについて

##### ア 法定福利費等の事業主負担増加額の範囲

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分、法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分、退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分が含まれる。

##### イ 法定福利費等の事業主負担増加額の計算方法

- ・ 法定福利費については、施設によって加入する社会保険等が異なることから、各施設の実態に応じて合理的と判断される方法により算定すること。
- ・ ただし、事務負担軽減の観点から、必ずしも職員一人ひとりの具体的な法定福利費等の事業主負担増加分を算出する必要はなく、当該事業所全体の賃金改善所要額に実態上の社会保険料率を乗じたものを算出し、当該額と加算（見込）額との差額を算出することで足りること。

##### ウ 法定福利費等の事業主負担増加額が少ないことによる差額の取扱い

- ・ 法定福利費等の事業主負担増加額が少ないことにより、賃金改善総額が加算（見込）額を下回る場合の差額については、施設職員の賃金改善に確実に充てること。
- ・ その場合の対象者・改善額・改善方法については、施設の事情に応じて自由に行うことが可能（発令を行っていない職員に配分することや一時金により支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも含む）。
- ・ ただし、その場合には法定福利費等の差額調整であることを賃金改善計画書等に記載することが必要。

#### (5) 同一の事業者が運営する施設・事業所間での配分（2022年度までの間の特例）

##### ア 他施設・事業者への配分が可能な額

各園における加算見込額の20%（10円未満の端数切捨て）の範囲内

※ 受入れ側施設における受入額が、当該施設の加算見込額の20%を超えることは差し支えない。

##### イ 施設・事業者間での配分を行った場合の要件

賃金改善見込額に他施設・事業所への配分額（拠出見込額）を加えた額が、加算見込額に他施設・事業者から配分を受ける額（受入見込額）を加えた額以上であること。

$$\left[ \text{賃金改善見込額} + \text{他園への拠出見込額} \geq \text{加算見込額} + \text{他園からの受入見込額} \right]$$

##### ★注意点★

- 他施設・事業者への配分及び他施設・事業者からの受入れを行った場合であっても、当該園における「人数A」の1/2以上の人数（1人未満の端数は切り捨て）については、月額4万円の賃金改善を行うことが必要です。

<別表：「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数の計算方法>

| 特定教育・保育施設等の種類 | 「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数   |
|---------------|--|
| 幼稚園           | <p>以下のaからiの合計に、定員35人以下又は301人以上の場合は0.4、定員36人～300人の場合は1.4を加え、j及びkの合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数<br/> <math>\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>※1 3歳児配置改善加算を受けている場合<br/> <math>\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>※2 満3歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合<br/> <math>\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合<br/> <math>\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>b 講師配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>c チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>d 通園送迎加算を受けている場合<br/> 定員150人以下は0.8、定員151人以上は1.5</p> <p>e 給食実施加算を受けている場合<br/> 定員150人以下は1、定員151人以上は1</p> <p>f 主幹教諭等専任加算を受けている場合 1</p> <p>g 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>h 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>i 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>j 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>k 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数 (必要教員数－配置教員数)</p> |
| 保育所           | <p>以下のaからfの合計に、定員40人以下の場合は1.5、定員41人～90人の場合は2.5、定員91人～150人の場合は2.3、定員151人以上の場合は3.3を加えた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数<br/> <math>\{4\text{歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>ただし、3歳児配置改善加算を受けている場合は以下により算出された数とする。<br/> <math>\{4\text{歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>c 主任保育士専任加算を受けている場合 1</p>  |

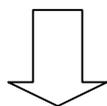
|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <p>d 事務職員雇上加算を受けている場合 0.3</p> <p>e 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>f チーム保育推進加算を受けている場合 1</p>  |
| 認定こども園           | <p>以下の a から m の合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は 2.2 を加え、n から p の合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 {4 歳以上児数×1/30 (小数点第 2 位以下切り捨て)} + {3 歳児及び満 3 歳児数×1/20 (同)} + {1, 2 歳児数 (保育認定子どもに限る。)×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※1 3 歳児配置改善加算を受けている場合<br/> {3 歳児及び満 3 歳児数×1/20 (同)} を {3 歳児及び満 3 歳児数×1/15 (同)} に置き換えて算出</p> <p>※2 満 3 歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3 歳児配置改善加算を受けていない場合<br/> {3 歳児及び満 3 歳児数×1/20 (同)} を {3 歳児数 (満 3 歳児を除く)×1/20 (同)} + {満 3 歳児数×1/6 (同)} に置き換えて算出</p> <p>ii) 3 歳児配置改善加算を受けている場合<br/> {3 歳児及び満 3 歳児数×1/20 (同)} を {3 歳児数 (満 3 歳児を除く)×1/15 (同)} + {満 3 歳児数×1/6 (同)} に置き換えて算出</p> <p>b 休けい保育士 2・3 号定員 90 人以下は 1、91 人以上は 0.8</p> <p>c 調理員 2・3 号定員 40 人以下は 1、41 人以上 150 人以下は 2、151 人以上は 3</p> <p>d 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>e 学級編制調整加配加算を受けている場合 1</p> <p>f 講師配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>g チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>h 通園送迎加算を受けている場合 1 号定員 150 人以下は 0.8、定員 151 人以上は 1.5</p> <p>i 給食実施加算を受けている場合 1 号定員 150 人以下は 1、定員 151 人以上は 2</p> <p>j 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>n 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>o 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数 (必要代替保育教諭等数-配置代替保育教諭等数)</p> <p>p 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数 (必要保育教諭等数-配置保育教諭等数)</p> |
| 小規模保育事業所 (A型、B型) | <p>以下の a から c の合計に 1.3 を加え、d を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 {1, 2 歳児数×1/6 (小数点第 2 位以下切り捨て)} + {0 歳児数 (同)×1/3 (同)} + 1 (小数点第 1 位以下四捨五入) ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 {1, 2 歳児数 (障害児を除く)×1/6 (小数第 2 位以下切り捨て)} + {0 歳児数 (同)×1/3 (同)} + {障害児数×1/2</p>   |

|                                 |                              |   |
|---------------------------------|------------------------------|---|
|                                 |                              | <p>(同) } + 1 (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>  |
| 小規模保育事業所<br>(C型)                |                              | <p>以下のa、bの合計に1.6を加え、cを減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数<br/>子ども3人につき1人(家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人)(小数点第1位以下四捨五入)ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。<br/>{グループの利用子ども数(障害児を除く)}×1/5(小数点第2位以下切り捨て)} + {障害児数×1/2(同)}(小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4</p> <p>c 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>   |
| 事業所内<br>保育事業所<br>(利用定員<br>6人以上) | 事業所内<br>保育事業所<br>(A型、B<br>型) | <p>以下のaからcの合計に1.3を加え、dを減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 {1, 2歳児数×1/6(小数点第2位以下切り捨て)} + {0歳児数(同)×1/3(同)} + 1(小数点第1位以下四捨五入)ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。{1, 2歳児数(障害児を除く)}×1/6(小数点第2位以下切り捨て)} + {0歳児数(同)×1/3(同)} + {障害児数×1/2(同)} + 1(小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>                                     |
|                                 | 事業所内<br>保育事業所<br>(20人以上)     | <p>以下のaからcの合計に、定員40人以下の場合は1.5、41人～90人の場合は2.5を加え、dを減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 {1, 2歳児数×1/6(同)} + {0歳児数×1/3(同)}(小数点第1位以下四捨五入)ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。<br/>{1, 2歳児数(障害児を除く)}×1/6(小数点第2位以下切り捨て)} + {0歳児数(同)×1/3(同)} + {障害児数×1/2(同)}(小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合<br/>定員40人以下 1<br/>定員41人以上 2</p> |

## II 処遇改善等加算Ⅱの実施のための手続き等

### <各施設・事業所での計画策定等>

- 賃金改善を実施する計画を策定
  - ① 副主任保育士等、専門分野別リーダー等の発令、職務命令
  - ② 基準年度の給与水準に対して賃金改善
    - ※ 役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により行われるものであること
- 職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を記載した給与規定等を改正し、全ての職員に周知
- 賃金改善の具体的内容について、「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」（別紙様式6）を作成し、職員に対して計画の内容を周知



### <加算認定申請> ※政令市・中核市は除く

#### 【各施設・事業者】

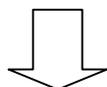
- 「Ⅲ 加算認定申請（処遇改善等加算Ⅱ）の手続き」に従い、申請書類を作成
  - ↓ 各市町へ提出

#### 【市町】

- 各施設・事業所から提出のあった申請書の内容を審査
- 管内施設分をとりまとめて県へ提出
  - ↓ 県へ提出

#### 【県】

- 市町から提出された申請書を審査し、認定
- 認定結果を市町へ通知



### <賃金改善の実施・実績報告>

- 策定した計画に沿って賃金改善を実施
  - ※ 認定までの期間の対応については、各市町とご相談ください
- 当該年度における加算実績額と賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して、差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を当該年度の加算対象職員の賃金改善に充てること
- 年度終了後に実績報告を作成して市町へ提出
- 本加算による賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管

### Ⅲ 加算認定申請（処遇改善等加算Ⅱ）の手続き

#### <提出書類>

- ① 別紙様式5「加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）」
- ② 「平均年齢別児童数計算表」（各月平均の児童数の年齢別児童数を採用した場合のみ）
- ③ 「経験年数」の根拠となる書類（家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業の場合のみ必要。「加算率認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」を提出済みの場合は提出不要。）
- ④ 「処遇改善等加算Ⅱ 加算対象職員数計算表」  
（「加算対象人数の基礎となる職員数」の算出方法を示した書類）
- ⑤ 別紙様式6「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」
- ⑥ 別紙様式6（添付書類1）「副主任保育士等に係る賃金改善について（内訳）」  
「職務分野別リーダー等に係る賃金改善について（内訳）」
- ⑦ 別紙様式6（添付書類2）「副主任保育士等名簿」「職務分野別リーダー等名簿」
- ⑧ 別紙様式6（添付書類3）「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」  
※同一事業者内での配分を行わない場合は不要
- ⑨ 加算対象職員に対する発令状況等を確認できる書類  
（辞令の写し、役職付きの名簿又は園内の業務分担表等）

<各書類の記載内容等>

- ①「加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）」（別紙様式5） ※色つきセルのみ入力

別紙様式5

令和元年度 加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）

兵庫県知事 様

令和 元 年 月 日

設置者欄は、園名・園長名ではなく、法人名・法人代表者職・氏名を漏れなく記入すること。

|          |           |
|----------|-----------|
| 市 町 名    |           |
| 施設・事業所名  |           |
| 施設・事業所類型 | 保育所       |
| 施設・事業所番号 |           |
| 設 置 者    | (法人名)     |
|          | (代表者職・氏名) |

加算の要件について

次の内容について、当てはまる項目に○をつけること。

|  |  |
|--|--|
| 職員の職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定め、すべての職員に周知している。 |  |
|--|--|

(ア)

加算額の算定に用いる職員数について

|                  |             |                |        |      |     |     |
|------------------|-------------|----------------|--------|------|-----|-----|
| ①利用定員            | 0 人         | 1号             | 人      | 2・3号 | 人   | (イ) |
| ②年齢別児童数          | 4歳以上児       | 3歳児            | 1, 2歳児 | 0歳児  |     | (ウ) |
|                  | 人           | 人              | 人      | 人    |     |     |
|                  |             | うち満3歳児※        | 人      |      |     |     |
| ③各種加算の適用状況       | 保育所         | 3歳児配置改善加算      |        | 有・無  | (エ) |     |
|                  |             | 保育標準時間認定の児童の有無 |        | 有・無  |     |     |
|                  |             | 主任保育士専任加算      |        | 有・無  |     |     |
|                  |             | 事務職員雇上加算       |        | 有・無  |     |     |
|                  |             | 休日保育加算         |        | 有・無  |     |     |
|                  |             | チーム保育推進加算      |        | 有・無  |     |     |
| ⑤加算対象人数の基礎となる職員数 |             | 0              | 人      | (オ)  |     |     |
| ⑥加算対象人数          | 人数A (⑤×1/3) |                | 1      | 人    | (カ) |     |
|                  | 人数B (⑤×1/5) |                | 1      | 人    |     |     |

- ※ 満3歳児の人数の記入は、幼稚園、認定こども園のみ記入すること。
- ※ ②について各月平均の年齢別児童数とする場合は、算出方法を示した書類を添付すること。
- ※ ④について経験年数の根拠となる書類を添付すること。
- ※ ⑤について算出方法を示した書類を添付すること。

市町村審査  
担当者名 (印)

(ア) 加算の要件について

当該年度について、職員の職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定め、すべての職員に周知しており、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を行う場合は「該当」を選択してください。

(イ) 利用定員

「1号」及び「2・3号」の欄にそれぞれの利用定員を記入してください。利用定員の合計は自動計算されます。

(ウ) 年齢別児童数について

①令和元年4月時点の年齢別児童数

②前年実績による令和元年度各月平均の年齢別児童数見込み

のいずれかを採用してください（満3歳児の人数の記入は、幼稚園及び認定こども園のみ入力してください。）。

ただし、②の場合で、前年度実績に基づく見込みが実態と大きく乖離する場合（面積基準を下回る場合を含む。）には、市町と相談の上、当該増減の見込みを勘案して各月平均の年齢別児童数を算出できます。

なお、各月平均の年齢別児童数を採用する場合、「平均年齢別児童数計算表」(P15)を提出してください。

ただし、新設園の場合については、当該年度4月時点の年齢別児童数を用いることが原則となり、特別な事情により当該年度途中で児童数が大きく増減することが見通している場合には、個別に施設と市町村が相談のうえ、年度途中の増減の見込みを勘案して「各月平均の年齢別児童数」を算出してください。

★年齢別児童数の考え方

◆当該年度4月時点の年齢別児童数

平成31年4月の初日の利用の子ども数

◆各月平均の年齢別児童数

- ・平成30年5月から平成31年3月までの初日の利用の子ども数について、平成30年4月時点からの増減率を算出します。
- ・この増減率を平成31年4月の初日の利用子ども数に乗じて、各月利用の子ども数を算定します。
- ・その合計を12で除して算出した数となります。

(エ) 各種加算の適用状況について

各加算の当該年度4月時点における適用状況を元に「有」「無」の選択をします。

(オ) 加算対象人数の基礎となる職員数

(ア)～(エ)を記入していただくと、自動的に計算されます。

(カ) 加算対象人数

「人数A」及び「人数B」はともに自動的に計算されます。

★注意点★

- この計算方法により算定された対象人数と異なる人数による認定申請はできません。  
例) 算定された対象人数は10人であるが、5人分のみ申請する等

【記入例】保育所の場合（定員90名）

（3歳児配置改善加算あり、主任保育士専任加算あり、事務職員雇上加算あり、標準時間認定児童あり）

★ピンク色に着色されたセルのみ記入してください。

別紙様式5

令和元年度 加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）

兵庫県知事 様

令和 元 年 8 月 1 日

|          |  |
|----------|--|
| 市 町 名    | ●●市  |
| 施設・事業所名  | ×××保育園   |
| 施設・事業所類型 | 保育所  |
| 施設・事業所番号 |  |
| 設置者      | (法人名)<br>社会福祉法人〇〇〇<br>(代表者職・氏名)<br>理事長 △△ △△ (印) |

処遇改善等加算Ⅱを実施する場合は「該当」を選択

加算の要件について

次の内容について、当てはまる項目に○をつけること。

職員の職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定め、すべての職員に周知している。

該当

加算額の算定に用いる職員数について

|                  |             |                |        |      |     |    |
|------------------|-------------|----------------|--------|------|-----|----|
| ①利用定員            | 90人         | 1号             | 人      | 2・3号 | 90人 |    |
| ②年齢別児童数          | 4歳以上児       | 3歳児            | 1, 2歳児 | 0歳児  |     |    |
|                  | 40人         | 20人            | 21人    | 7人   |     |    |
|                  |             | うち満3歳児※        |        |      |     |    |
| ③各種加算の適用状況       | 保育所         | 3歳児配置改善加算      |        | 有    |     |    |
|                  |             | 保育標準時間認定の児童の有無 |        | 有    |     |    |
|                  |             | 主任保育士専任加算      |        | 有    |     |    |
|                  |             | 事務職員雇上加算       |        | 有    |     |    |
|                  |             | 休日保育加算         |        | 無    |     |    |
|                  |             | チーム保育推進加算      |        | 無    |     |    |
| ⑤加算対象人数の基礎となる職員数 |             |                |        |      | 13人 |    |
| ⑥加算対象人数          | 人数A (⑤×1/3) |                |        |      |     | 4人 |
|                  | 人数B (⑤×1/5) |                |        |      |     | 3人 |

当該年度4月時点の年齢別児童数又は各月平均の年齢別児童数を記入（後者の場合は提出書類②が必要）

各加算等の当該年度4月時点における適用状況を元に、加算を受けている場合は「有」、受けていない場合は「無」を選択します

自動的に計算され、表示されます。

※ 満3歳児の人数の記入は、幼稚園、認定こども園のみ記入すること。

※ ②について各月平均の年齢別児童数とする場合は、算出方法を示した書類を添付すること。

※ ④について経験年数の根拠となる書類を添付すること。

※ ⑤について算出方法を示した書類を添付すること。

市町村審査

担当者名

(印)

★算出基礎となる人数＝13人（13.2人を四捨五入した人数）

「人数A」＝13×1/3＝4人（4.3人を四捨五入した人数）

「人数B」＝13×1/5＝3人（2.6人を四捨五入した人数）

● ②「平均年齢別児童数計算表」

★ 加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）の「年齢別児童数」の算出において、「各月平均の年齢別児童数」を採用した場合に限り、提出が必要になります。

平均年齢別児童数計算表（認定こども園、保育所等）

|         |         |
|---------|---------|
| 施設・事業所名 | 〇〇〇〇保育所 |
|---------|---------|

黄緑セルは入力項目、黄色（オレンジ）セルは自動計算。

児童数は、月初日利用児童数を入力すること。

小規模保育所、事業所内保育所については、1、2歳児、0歳児欄に記入すること。

平成30年度の利用児童数の実績により、年間の月ごとの利用児童数の伸び率を試算します。（入力するのは、黄緑色のセルのみです。）

(1) 平成30年度実績

| 平成30年度               |     | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月   | 2月   | 3月   | 平均児童数 |
|----------------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
|                      |     | 実績   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |       |
| 4歳以上児                | 児童数 | 40人  | 42人  | 43人  | 44人  | 45人  | 46人  | 47人  | 48人  | 49人  | 50人  | 51人  | 52人  | 46人   |
|                      | 伸び率 |      | 1.05 | 1.08 | 1.10 | 1.13 | 1.15 | 1.18 | 1.20 | 1.23 | 1.25 | 1.28 | 1.30 |       |
| 3歳児                  | 児童数 | 30人  | 31人  | 32人  | 33人  | 34人  | 35人  | 36人  | 37人  | 38人  | 39人  | 40人  | 41人  | 36人   |
|                      | 伸び率 |      | 1.03 | 1.07 | 1.10 | 1.13 | 1.17 | 1.20 | 1.23 | 1.27 | 1.30 | 1.33 | 1.37 |       |
| うち満3歳児<br>(認定こども園のみ) | 児童数 | 15人  | 16人  | 17人  | 18人  | 19人  | 20人  | 21人  | 22人  | 23人  | 24人  | 25人  | 26人  | 21人   |
|                      | 伸び率 |      | 1.07 | 1.13 | 1.20 | 1.27 | 1.33 | 1.40 | 1.47 | 1.53 | 1.60 | 1.67 | 1.73 |       |
| 1, 2歳児               | 児童数 | 20人  | 21人  | 21人  | 22人  | 22人  | 23人  | 23人  | 24人  | 24人  | 25人  | 25人  | 26人  | 23人   |
|                      | 伸び率 |      | 1.05 | 1.05 | 1.10 | 1.10 | 1.15 | 1.15 | 1.20 | 1.20 | 1.25 | 1.25 | 1.30 |       |
| 0歳児                  | 児童数 | 10人  | 11人  | 12人  | 12人  | 13人  | 13人  | 13人  | 13人  | 14人  | 15人  | 16人  | 14人  | 13人   |
|                      | 伸び率 |      | 1.10 | 1.20 | 1.20 | 1.30 | 1.30 | 1.30 | 1.30 | 1.40 | 1.50 | 1.60 | 1.40 |       |
| 合計                   |     | 100人 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 118人  |

(2) 前年実績による令和元年度見込み年齢別平均児童数

| 令和元年度                |     | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 平均児童数 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|                      |     | 見込み |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |
| 4歳以上児                | 児童数 | 38人 | 40人 | 41人 | 42人 | 43人 | 44人 | 45人 | 46人 | 47人 | 48人 | 48人 | 49人 | 44人   |
|                      | 児童数 | 31人 | 32人 | 33人 | 34人 | 35人 | 36人 | 37人 | 38人 | 39人 | 40人 | 41人 | 42人 | 37人   |
| うち満3歳児<br>(認定こども園のみ) | 児童数 | 12人 | 13人 | 14人 | 14人 | 15人 | 16人 | 17人 | 18人 | 18人 | 19人 | 20人 | 21人 | 16人   |
|                      | 児童数 | 20人 | 21人 | 21人 | 22人 | 22人 | 23人 | 23人 | 24人 | 24人 | 25人 | 25人 | 26人 | 23人   |
| 0歳児                  | 児童数 | 9人  | 10人 | 11人 | 11人 | 12人 | 12人 | 12人 | 12人 | 13人 | 14人 | 14人 | 13人 | 12人   |
|                      | 児童数 | 98人 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 116人  |

この欄に算出される「平均児童数」を使用します。

※各月の初日人数は各施設の面積基準を下回らないこと

上記計算では実態と大きく乖離する場合（面積基準を超過する等を含む）【上記算出結果を使用する場合は以下入力】

(3) 前年度実績による見込みによりがたい場合の年齢別平均児童数

| 令和元年度                |     | 4月  | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均児童数 |
|----------------------|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
|                      |     | 見込み |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |       |
| 4歳以上児                | 児童数 | 38人 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 2人    |
|                      | 児童数 | 31人 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 1人    |
| うち満3歳児<br>(認定こども園のみ) | 児童数 | 12人 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 9人    |
|                      | 児童数 | 20人 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |       |
| 0歳児                  | 児童数 | 9人  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |       |
|                      | 児童数 | 98人 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 9人    |

平成31年度4月の利用児童数を入力すると、(1)で試算した年間伸び率に従い、令和元年度の利用児童数（試算値）が算定されます。各月の年齢別児童数が利用定員を超える場合、年齢別児童数に対応した面積基準を満たしていることが前提。

※各月の初日人数は各施設の面積基準を下回らないこと

前年度実績による見込みによりがたい場合、その理由 (3) 例：近隣の保育園が、10月に閉園予定であり、その児童数の〇〇人

(3)を適用する場合に理由を記入。計算の考え方だけでなく、(2)では実態にそぐわない理由を必ず記入すること。

当該年度途中において利用定員数を増減させる計画がある場合や、前年度の特異事情（災害による人口流入等）による増減があった場合など、当該年度の年齢別児童数の増減の見込みが実態と大きく乖離する場合には、個別に施設と市町村が相談のうえ、当該増減の見込みを勘案して「各月平均の年齢別児童数」を算出することが可能。（市町村が適正と確認することが必要）

● ④ 「処遇改善等加算Ⅱ 加算対象職員数計算表」

処遇改善等加算Ⅱ 加算対象職員数計算表（保育所）

施設・事業所名

〇〇〇保育所

・ 緑色のセルのみ入力  
・ 年齢別児童数は、当該年度4月時点の年齢別児童数または②で算出した各月平均の年齢別児童数を記入する

0. 基礎情報

|        | 選択項目 | 入力項目   | 入力項目   |
|--------|------|--------|--------|
| 分園の有無  | あり   | 本園分を記入 | 分園分を記入 |
| 利用定員数  |      | 100    | 20     |
| 年齢別児童数 |      | 100    | 20     |
| 4歳児以上児 |      | 40     | 5      |
| 3歳児    |      | 30     | 5      |
| 1, 2歳児 |      | 20     | 5      |
| 0歳児    |      | 10     | 5      |

※ 各月平均の年齢別児童数を使用する場合は、別途配布している「年齢別児童数計算表」により計算した児童数を入力すること。

特別給付を受けて利用する児童がいる場合は、該当する年齢区分に含めること。

1. 加算対象人数の基礎となる職員数（人）

|                  | 本園分  |    |               | 分園分    |   |               |
|------------------|------|----|---------------|--------|---|---------------|
|                  | 選択項目 |    | 職員数<br>(自動計算) | 選択項目   |   | 職員数<br>(自動計算) |
| a 年齢別配置基準による職員数  |      |    |               |        |   |               |
| 4歳以上児            |      | 40 | 1.3           |        |   |               |
| 3歳児              |      | 30 | 2.0           |        |   |               |
| 3歳児配置改善加算        | あり   |    |               |        |   |               |
| 1, 2歳児           |      | 20 | 3.3           |        | 5 | 0.8           |
| 0歳児              |      | 10 | 3.3           |        | 5 | 1.6           |
| 小計（小数点第一位四捨五入）   |      |    | 10.0          |        |   | 3.0           |
| b 保育標準時間認定の児童    | あり   |    | 1.4           | あり     |   | 1.4           |
| c 主任保育士専任加算      | あり   |    | 1.0           | 本園分で選択 |   |               |
| d 事務職員雇上加算       | あり   |    | 0.3           | 本園分で選択 |   |               |
| e 休日保育加算         | あり   |    | 0.5           | 本園分で選択 |   |               |
| f チーム保育推進加算      | あり   |    | 1.0           | 本園分で選択 |   |               |
| 利用定員数に基づく職員数     |      |    | 2.3           |        |   | 1.5           |
| 合計               |      |    | 16.5          |        |   | 5.9           |
| 職員数（1人未満端数 四捨五入） |      |    | 17            |        |   | 6             |

・ 橙色のセルのみ「あり」又は「なし」を選択  
・ 黄色のセルは自動計算されます。

2. 加算対象職員数（人）

|                    |   |
|--------------------|---|
| 人数A（職員数の1/3）       | 8 |
| うち4万円の配分を行う必要のある人数 | 4 |
| 人数B（職員数の1/5）       | 5 |

（参考）加算見込額（円）

|                |         |
|----------------|---------|
| 48,790 円 × 人数A | 390,320 |
| 6,100 円 × 人数B  | 30,500  |
| 合計             | 420,820 |

この欄に、当該施設の1か月あたりの加算見込額が算出されます。

● ⑤「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」（別紙様式6）

別紙様式6

令和元年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）

|          |  |
|----------|--|
| 市 町 名    |  |
| 施設・事業所名  |  |
| 施設・事業所類型 |  |
| 施設・事業所番号 |  |

(1) 賃金改善について

|                 |                        |    |
|-----------------|------------------------|----|
| ① 加算見込額         | 人数A 人 人数B 人 賃金改善実施期間 月 |    |
|                 |                        | 円  |
| ② 賃金改善見込額総額（※1） | ア 副主任保育士等に係る賃金改善見込額    | 0円 |
|                 | イ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善見込額 | 0円 |
|                 | ウ ア+イ                  | 0円 |
|                 | エ ウに伴う法定福利費等の事業主負担分の増  | 円  |
| ③ 賃金改善実施期間      | 平成 年 月 ~ 令和 年 月        |    |

※1 法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善額を除く。

(2) 他施設への配分等について

|         |         |    |
|---------|---------|----|
| ① 拠出見込額 | (拠出上限額) | 0円 |
| ② 受入見込額 |         | 0円 |

※ 別紙様式6（添付書類）の「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧」を参照すること。

他施設・事業所への拠出又は他施設・事業所内からの受入れがある場合はここに記入

※確認欄（以下のBの額がAの額以上であること（※2））

|                |    |
|----------------|----|
| A (1) ①+ (2) ② | 0円 |
| B (1) ②+ (2) ① | 0円 |

※2 原則、Bの額は、Aの額以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、Aの額を下回することは差し支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 元 年 月 日  
 事 業 者 名  
 代 表 者 名

印

★注意点★

- 賃金改善見込額に他施設・事業所への配分額（拠出見込額）を加えた額が、加算見込額に他施設・事業者から配分を受ける額（受入見込額）を加えた額以上であることが必要です。
- 当該計画について、職員への周知が必要です。

## (1) 賃金改善の要件等

「加算見込額」以上の賃金改善見込額とし、それに基づく賃金改善が必要です。

なお、給与の改善方法や改善額及び改善を行う職員の範囲は、要件を満たす範囲で、施設・事業所の実情に応じて決めることができます。

### ア 賃金改善の要件

- ・ 対象職員の基準年度の賃金水準に対して改善すること
- ・ 各施設・事業所において「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を作成し、職員全員に周知すること
- ・ 賃金改善見込額（役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善見込額を除く。）に他施設・事業所への配分額（拠出見込額）を加えた額が、加算見込額（当該加算により公定価格に上乗せされる額）に他施設・事業所からの配分額（受入見込額）を加えた額以上であること

### イ 加算額の配分の範囲

各施設・事業所に勤務する施設長を除く職員で、各施設・事業所の実情に応じて決定します。

### ウ 賃金改善を行う給与項目と改善内容

賃金改善を行う給与の項目（基本給や手当）等については、別紙様式6添付資料の内訳表に具体的に記載します。

給与規程の変更については、理事会での承認等、適正な手続きをとってください。

## (2) 賃金改善を行う場合の加算見込額の算定

### ア 加算見込額の算定

加算見込額は、以下の①及び②の合計額となります。

- ① 副主任保育士等  
公定価格告示別表第二、第三において  
処遇改善等加算Ⅱ－①に規定する額×実施月数×人数A
- ② 職務分野別リーダー等  
公定価格告示別表第二、第三において  
処遇改善等加算Ⅱ－②に規定する額×実施月数×人数B  
※それぞれについて、千円未満の端数は切り捨て

### イ 賃金改善見込額

賃金改善見込額は、役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額に限ります。また、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善見込額を除きます。

(参考) 賃金改善額の配分イメージ (法定福利費等の事業主負担額を除く)

【例】 「人数A」・・・6人、「人数B」・・・5人  
加算見込額 (法定福利費等除く)・・・265,000円/月 の園の場合

<パターン1>原則どおり月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施

★ 保育士A～Fには月額4万円の賃金改善、G～Kには月額5千円の賃金改善

- ・保育士A (経験年数 15年: 副主任保育士を発令) …40,000円
- ・保育士B (経験年数 12年: 専門リーダーを発令) …40,000円
- ・保育士C (経験年数 10年: 専門リーダーを発令) …40,000円
- ・保育士D (経験年数 8年: 専門リーダーを発令) …40,000円
- ・保育士E (経験年数 7年: 専門リーダーを発令) …40,000円
- ・保育士F (経験年数 6年: 専門リーダーを発令) …40,000円
  
- ・保育士G (経験年数 5年: 職務分野別リーダー (乳児保育) を発令) …5,000円
- ・保育士H (経験年数 4年: 職務分野別リーダー (障害児保育) を発令) …5,000円
- ・保育士I (経験年数 3年: 職務分野別リーダー (保護者支援) を発令) …5,000円
- ・保育士J (経験年数 3年: 職務分野別リーダー (食育) を発令) …5,000円
- ・保育士K (経験年数 2年: 職務分野別リーダー (幼児教育) を発令) …5,000円

配分額合計・・・265,000円

<パターン2>: 月額4万円の配分については、各園の判断で、その他の職員(園長及び職務分野別リーダー等を除く)にも配分。

ただし、月額4万円の賃金改善を行う職員を、人数Aの1/2は確保

★ 保育士A～Cには月額4万円の賃金改善 (6人の1/2で3人は4万円の改善を確保)、D～Hには月額2～3万円の賃金改善、I～Mには月額5千円の賃金改善

- ・保育士A (経験年数 15年: 副主任保育士を発令) …40,000円
- ・保育士B (経験年数 12年: 専門リーダーを発令) …40,000円
- ・保育士C (経験年数 10年: 専門リーダーを発令) …40,000円
- ・保育士D (経験年数 9年: 専門リーダーを発令) …30,000円
- ・保育士E (経験年数 8年: 専門リーダーを発令) …30,000円
- ・保育士F (経験年数 7年: 専門リーダーを発令) …20,000円
- ・保育士G (経験年数 7年: 専門リーダーを発令) …20,000円
- ・保育士H (経験年数 6年: 専門リーダーを発令) …20,000円
  
- ・保育士I (経験年数 5年: 職務分野別リーダー (乳児保育) を発令) …5,000円
- ・保育士J (経験年数 4年: 職務分野別リーダー (障害児保育) を発令) …5,000円
- ・保育士K (経験年数 3年: 職務分野別リーダー (保護者支援) を発令) …5,000円
- ・保育士L (経験年数 3年: 職務分野別リーダー (食育) を発令) …5,000円
- ・保育士M (経験年数 2年: 職務分野別リーダー (幼児教育) を発令) …5,000円

配分額合計・・・265,000円

● ⑥副主任保育士等に係る賃金改善について（内訳）及び⑦職務分野別リーダー等に係る賃金改善について（内訳）（別紙様式6添付資料）

- ・ 「職名」「職種」「改善する給与項目」「賃金改善見込額の算出方法」を記入してください。
- ・ 「上記改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増」の合計額を記入すると、「合計（賃金改善総額）」が自動的に算出されます。
- ・ 副主任保育士等及び専門分野別リーダー等それぞれについて作成が必要です。
- ・ 賃金改善見込み額へは、処遇改善等加算Ⅰに係る改善額は含めないでください。

施設名： ××保育園

別紙様式6（添付書類1）

(3) 副主任保育士等に係る賃金改善について（内訳）

記載例に従って、下記の表に記載すること（職名・職種・改善する給与項目、算出方法が同じ場合には、まとめて記載すること）。

| 番号        | 職名     | 職種  | 改善する給与項目 | 賃金改善見込額の算出方法 |        |       |     |             |
|-----------|--------|-----|----------|--------------|--------|-------|-----|-------------|
| 1         | 副主任保育士 | 保育士 | 基本給      | 40,000       | 円 × 12 | 月 × 2 | 人 = | 960,000 円   |
| 2         | 副主任保育士 | 保育士 | 手当       | 40,000       | 円 × 12 | 月 × 1 | 人 = | 480,000 円   |
| 3         | 専門リーダー | 保育士 | 基本給      | 40,000       | 円 × 12 | 月 × 1 | 人 = | 480,000 円   |
| 4         | 専門リーダー | 調理員 | 基本給      | 30,000       | 円 × 12 | 月 × 1 | 人 = | 360,000 円   |
| 5         |        |     |          |              | 円 ×    | 月 ×   | 人 = | 0 円         |
| 6         |        |     |          |              | 円 ×    | 月 ×   | 人 = | 0 円         |
| 7         |        |     |          |              | 円 ×    | 月 ×   | 人 = | 0 円         |
| 8         |        |     |          |              | 円 ×    | 月 ×   | 人 = | 0 円         |
| 9         |        |     |          |              | 円 ×    | 月 ×   | 人 = | 0 円         |
| 10        |        |     |          |              | 円 ×    | 月 ×   | 人 = | 0 円         |
| 賃金改善見込額 計 |        |     |          |              |        |       |     | 2,280,000 円 |

※ 添付資料2として、対象者の名簿を提出してください。

施設名： \_\_\_\_\_

別紙様式6（添付書類2）

(1) 副主任保育士等名簿

※記載例に従って、下記の表に記載すること

| 番号 | 氏名      | 職種  | 経験年数   | 職名     | 具体的職務内容                     |
|----|---------|-----|--------|--------|-----------------------------|
| 例1 | ** ** * | 保育士 | 12年 0月 | 副主任保育士 | 例) ○○等の業務について主任保育士を補佐する。    |
| 例2 | ** ** * | 保育士 | 9年 0月  | 専門リーダー | 例) ●●等の業務について、職員に指導・助言等を行う。 |
| 1  |         |     | 年 月    |        |                             |
| 2  |         |     | 年 月    |        |                             |
| 3  |         |     | 年 月    |        |                             |
| 4  |         |     | 年 月    |        |                             |
| 5  |         |     | 年 月    |        |                             |
| 6  |         |     | 年 月    |        |                             |
| 7  |         |     | 年 月    |        |                             |
| 8  |         |     | 年 月    |        |                             |
| 9  |         |     | 年 月    |        |                             |
| 10 |         |     | 年 月    |        |                             |

職名は、添付資料1と一致させてください。

1~10（適宜追加可）の算出額を記入すると、自動的に計算されます。

※経験年数は、令和元年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書（別紙様式1）に記載する経験年数と合致させること。

※職種、職名については、別紙様式6（添付書類1）に記載の内容と合致させること。

## IV 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）

### <提出資料>

- ① 別紙様式 7 「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」
- ② 別紙様式 7（添付書類 1）「副主任保育士等に係る賃金改善について（内訳）」  
「職務分野別リーダー等に係る賃金改善について（内訳）」
- ③ 別紙様式 7（添付書類 2）「副主任保育士等名簿」  
「職務分野別リーダー等名簿」
- ④ 別紙様式 7（添付書類 3）「同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」  
※ 同一事業者内における配分を行った場合のみ必要

### （1）賃金改善実績の報告

策定した賃金改善計画に基づき、賃金改善を実施します。

その実績を「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」にて各市町に報告します。

### （2）賃金改善実績確認のための加算実績額

加算実績額は、当該年度における処遇改善等加算Ⅱの総額（実績）となります。

### （3）賃金改善に要した費用の総額

- ・ 賃金改善の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善額を除く。千円未満の端数は切り捨て。）を、次の①から②を控除して計算してください。

① 賃金改善を行った場合の副主任保育士等（園長以外の管理職を含む。）及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善額を除く。他施設・事業所への拠出実績額がある場合は、それを加えた額）

② 基準年度（当該施設・事業所において最初に処遇改善等加算Ⅱを取得した年度の前年度）における賃金水準を適用した場合の副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善額を除く。）

- ・ 例えば、ベースアップした場合はベースアップ分のみ、手当の増額の場合は増額した部分のみを計算します。
- ・ 法定福利費等には、法定福利費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等）における、本事業による賃金上昇分に応じた事業主負担増加額を含みます。

### （3）他施設との配分について

同一事業者内の施設・事業者間での配分を行っている場合は、拠出実績額又は受入実績額へ金額を記入してください。

### （4）加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

賃金改善の実施に要した費用が、加算実績額に満たず、残額が生じている場合は、その全額を一時金等により、翌年度の賃金改善に充ててください。

● ①賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）（別紙様式7）

別紙様式7

令和元年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）

|          |  |
|----------|--|
| 市 町 村 名  |  |
| 施設・事業所名  |  |
| 施設・事業所類型 |  |
| 施設・事業所番号 |  |

(1)は基本的に加算認定申請時と同じ値となります。

(1) 賃金改善実績

|            |                 |     |   |          |    |
|------------|-----------------|-----|---|----------|----|
| ① 加算実績額    | 人数A             | 人数B | 人 | 賃金改善実施期間 | ヶ月 |
| ② 賃金改善実施期間 | 平成 年 月 ~ 令和 年 月 |     |   |          |    |

(2) 賃金改善に要した費用の総額について

|   |     |
|---|-----|
| 賃金改善に要した費用の総額（ア～イ）  |     |
| ※ 法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善額を除く。<br>（千円未満切り捨て）                           | 0 円 |
| ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額（処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善額を除く）   | 円   |
| うち法定福利費等の事業主負担額   | 円   |
| イ 平成 年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善額を除く。）（* 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準を含む。） |     |
| うち法定福利費等の事業主負担額   |     |

本加算による賃金改善の対象となった職員について、ア：賃金改善後の賃金の総額（処遇改善等加算Ⅰによる改善額は除く。）イ：基準年度の賃金水準の場合の賃金の総額（処遇改善等加算Ⅰによる改善額を除き、公定価格における人件費改定状況部分を含める。）

※参考（賃金改善に要した費用の構成）

|                    |  |
|--------------------|--|
| ① 副主任保育士等の賃金改善額    |  |
| ② 職務分野別リーダー等の賃金改善額 |  |
| ③ 賃金改善額合計額（①+②）    |  |

(3) 他施設との配分について

|               |         |     |
|---------------|---------|-----|
| ① 他施設への拠出実績額  | (拠出上限額) | 0 円 |
| ② 他施設からの受入実績額 |         | 0 円 |

※ 別紙様式7（添付書類）の「同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」を添付すること

同一事業者内の施設間での配分を行っている場合は記入してください。

(4) 加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

|   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| ① 加算実績額（(3)②がある場合はこれを加えた額）と賃金改善に要した費用の総額（(3)①がある場合はこれを加えた額）との差額<br>（残額が生じた場合のみ） |                                   | 円 |
| ② 支払った給与の項目   | 基本給<br>手当（ ）<br>賞与（一時金）<br>その他（ ） |   |
| ③ 具体的な支払い方法   |                                   |   |

差額が生じた場合には記入してください。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和元年 月 日  
 事 業 者 名  
 代 表 者 名

印

★様式7添付資料(②③)については、別紙様式6添付資料を参考に作成してください。